

令和6年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年7月10日(水) 午後1時30分から午後2時35分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 数馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員

4 欠席委員 (2人)
15番 衣笠健一郎 委員 山下洋一郎 委員

5 議事日程
第1 開会
第2 会長あいさつ
第3 議事録署名人の決定
第4 連絡・報告事項
第5 議事
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について
議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員
局長 内川 啓二
主幹 梶本 幸敬
主任 岩田 寿朗
経済観光部農林課職員
主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和6年度第4回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。10番 筏津委員、11番 堀川委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 15番 衣笠委員が牛の出荷日ということでやむなく欠席、山下推進委員は経営所得安定対策の現地確認のため欠席ということで報告をさせていただきます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和6年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 それでは農家相談会についての報告をお願いします。藤原委員。

藤原推進委員 鐵本委員さんと相談会に出席いたしました。1件、〇〇〇〇〇の〇〇様から相談がありました。今年の3月にご主人を亡くされたということで、今は近所の方が保全管理を行っており、中山間地と多面的の対象農地となっておりますけれども。これまで作っておられた水田5筆、約80アールの利用者を広く募るためにあっせんの申し込みをしていただいたところでございます。本日のあっせん申出の案件として出てまいります。以上です。

議 長 はい、それでは報告のみとさせていただきます。

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局

本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページ記載のとおり4件の申請がございます。番号1及び番号4は贈与による所有権移転で、番号4については親子間の贈与でございます。番号2は遺贈による所有権移転でございます。平成19年1月10日付けで遺言があったものですが、当時は下限面積の適用があったため所有権移転ができず、今回の申請となったものでございます。番号3は売買による所有権移転でございます。

続きまして議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページに記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は街区面積に占める宅地割合が40%を超える区域内にある農地で、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

次に議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案の6ページのとおり2件の申請が出ています。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案9ページから16ページ記載のとおり22件の利用権設定の申出がございます。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画については議案22ページから23ページ記載のとおり23件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは審議に入らせていただきます。議案第18号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より当番委員であります鐵本委員、福井満寿美委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して福井委員より報告をお願いいたします。

福井推進委員 推進委員の福井です。午前中に現地調査を行ってまいりましたので報告をさせていただきます。案件といたしましては、4ページの2件でございます。問題なしというふうに確認してまいりましたので報告をさせていただきます。以

上でございます。

議 長 はい、ただ今報告のとおりでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、堀川委員。

11番 11番 堀川です。申請番号1の備考欄に記載のある、第3種農地の宅地の割合が40%超の区域内、の記載を始めて見るんですけど、意味を教えてください。

議 長 はい、事務局。

事務局 転用があった際には、農地区分を元に許可根拠に合致しているかどうかを見るわけですが、第1種農地から第3種農地まで農地区分というものがありまして、第3種農地について普段は都市計画用途地域に指定されているという説明が多いかと思います。第3種農地は宅地化の傾向が強い農地ということで、用途区域に指定されているというものの以外にも何個か要件がございます。今回は宅地割合が40%超えの区域内ということですが、4メートル幅の道路に囲まれた街区の中で宅地の割合が40%を超えるものについては、第3種農地になるという規定がございます。その他にも駅や役場等から300メートル以内にある農地ですとか、住宅等が連たんする区域内、住宅用地ですとか公共施設が連たんしている区域内に隣接している農地など、全部で6項目第3種農地の区分決定根拠がございます。今回はそのうちの一つにあたっていますということでございます。

議 長 はい、よろしいですか。大変いい質問をしていただきまして、皆さんがよく分かったのではないかなと。こういうことだと知っていただくのも必要かと思えます。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第20号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先ほどと同様に現地の確認に行っておりますので、引き続いて福井委員より報告をお願いいたします。

福井推進委員 はい、6ページでございますが案件は2案件でございました。現況といたしましては備考のとおりで問題ないものと確認をしてまいりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今報告があったとおり問題なしということでございました。それでは質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案第20号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので9ページ番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇の4筆、6, 189㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございました。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 それでは続きまして15ページ番号20番は、秋山推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(秋山委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 15ページでございます。申請番号20番、〇〇の3筆、5, 181㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

秋山委員の入場を求めます。

(秋山委員 入場・着席)

議 長 秋山委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続いて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 9 ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は67,995㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9 ページから16 ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが、9 ページ申請番号2 番記載の土地改良区賦課金は久米ヶ原土地改良区ですけれども、10 アールあたり4,850円です。13 ページ申請番号14 番記載の土地改良区賦課金は久米土地改良区です。10 アールあたり2,800円です。16 ページ申請番号21、22 番、記載の土地改良区賦課金は大鴨土地改良区で10 アールあたり4,000円です。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、17 ページから19 ページ、いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5 条第1 項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今議案第21 号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第21 号は承認といたします。

議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第22号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31 条の規定により該当委員の退席を求めます。

22 ページ番号1 番は、藤原推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤原委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 22 ページ番号1 番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇の1 筆1, 532 m²の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今説明がございました。委員の皆さんに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決をいたします。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、藤原委員の入場を求めます。

(藤原委員 入場・着席)

議 長 藤原委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして22 ページ番号2 番から4 番は、16 番 松本委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(松本委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 22 ページ番号2 番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1 筆1, 690 m²の水田の促進計画で、使用賃借権の設定でございます。その他農地番号3 番と4 番の2 筆を合わせて合計で7, 031 m²の水田の促進計画で、使用賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今松本委員の案件につきまして説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決をいたします。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。松本委員の入場を求めます。

(松本委員 入場・着席)

議 長 松本委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい22ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、22ページの番号1番から23ページの番号23番まで、合計で24,784㎡の水田、畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 全体について説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案第22号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。ありがとうございます。以上で議事は終結いたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局 はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が所有者の○である○○○○さんで○○○の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

3ページ、2番目は相談者が○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

4ページ、3番目は今回の農業に関する相談会のあった件で、相談者が○○○○さんで○○○○○、○○○○○の水田、畑であります。相談内容は使用貸

借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 それでは2ページでございます。これは〇〇〇のどのへんになるかな。

小谷推進委員 これは〇〇の〇とですね、〇〇〇との中間ぐらいのところだと思います。ちょっと〇〇〇の下手といいますか。

議 長 ですな。あっせん委員は小谷委員。

小谷推進委員 今朝、衣笠委員に頼んできました。

議 長 そうですか、全部ですか。

小谷推進委員 はい。

議 長 衣笠委員ですね、はい。続きましては〇〇。これは船越委員。

3 番 はい、話がついています。

議 長 早いな。なら、来月報告してください。続きまして〇〇〇〇〇、これは鐵本委員。

1 3 番 はい。

議 長 これも鐵本委員でOKが出ましたので、来月には報告があるかと思います。非常に皆さん積極的に動いていただきまして、ありがとうございます。それではあっせんの状況報告について、鐵本委員。

1 3 番 1 3 番 鐵本です。1 番〇〇〇〇さんの分ですけど、耕作していた〇〇〇〇さんがもうできないということだという話になりまして。すぐに耕作者が見つからない状態だったので、ここの〇〇地区の農用地管理組合との話でここが中山間に入っているので管理してもらおうという話で所有者もそれから管理組合も、私のほうも確認をさせていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございました。続いて松本委員。

1 6 番 1 6 番 松本です。この件について、次の日の1 1日に〇〇さんに電話をしましてどういう状況だったか詳しく聞きました。そうしますと、以前の耕作者が〇〇〇〇さんということが分かりました。この6月の時期ですのでこの時期に言っても、すぐ田んぼしますって言っても苗がないしどうにもならないということで先方には伝えました。ちょっとどういう状況かって言ったら、〇〇〇〇さんが認定農業者でかなり耕作しておりましたけど、ここは水がなかなか来ないということが分かりまして、上流から取っていくので一番下のほうの田んぼになるようですけども。そういうことを改良せんと難しいかなという思いで、まだ時間がありますので、今のところはありませんが誰か見つけないといけん

なと思っています。水以外は結構いいようですので、近くの方がおりますけど、まあどっちに転んでも今年はいいいようにはならんしょうがないと思っておる状況です。引き続いてあっせん活動をします。

議 長 吉村委員。

8 番 はい。

議 長 この田んぼは大体水が前から来なんだか。

8 番 来ますよ。そりゃ言い訳でしょう。

議 長 ○○○○さんの前は吉村委員が作っておったです。

16 番 そう聞いている。

8 番 作とったというよりも、木が生えてものすごく荒れていたのをきれいにして1回耕作して、次の年に○○さんが作るけということで。

議 長 当初契約もせずに、吉村委員が耕作者のままで○○さんが作っておったのでそれはだめだよ、きちんと契約せないけんよということで○○さんに契約させたんです。水は行っとる。またあっせんをよろしく。

次は（3）今後の会議等の予定について、梶本主幹。

事務局 （3）今後の会議等の予定です。まず8月9日、農業委員会会議があります。その後に研修会を予定しております。講師は行政書士の藤田義彦先生を予定しており、研修内容の詳細は今後詰めていく予定としております。

あと8月23日は、記載のとおり農地パトロールです。8月30日は、県内ではなく近県視察ということで、視察先は真庭市の真庭あぐりガーデンを予定しております。昼食は今回配布した案内文書に記載のとおりで、出欠、昼食の報告は来月の農業委員会までとしております。集金は8月30日の当日に集金する予定です。関金庁舎は9時20分出発の予定で、会長のあいさつにありました上小鴨か小鴨かどこか停まる場所については来月の農業委員会会議の時に話をさせてもらって、決めていければいいかなと思っておりますので、出欠席のほうをよろしく願います。

最後に11月の14、15日は県外視察を予定しておりますので記載しております。よろしく願います。

議 長 バスのコースとしてはまた皆さんに連絡させていただきます。それでは（3）につきまして皆さんから何かご質問等ありましたら。

（なしの声）

議 長 ありませんか。では（4）その他。

事務局 1点だけ。毎年配布しております農業委員会の業務必携を置かさせていただ

きましたので、帰られてからお読みいただければと思います。以上です。

議 長

それから、ちょっと聞いてみたいんだけど。国がやっている5年間のうち1回は水張りをしなさいということなんだけれど、集団の転作でないといけんだんな。飼料作物とかではいけない。結局飼料作物を作っている人なんかでも、5年間に1回水張りをして確認に市の職員が見に来るということがまだ行き渡ってらんだ。簡単でいいから説明してあげて。

農林課

経営所得安定対策という制度の中で、転作をした時に大豆だとか白ネぎだとか麦だとかを水田で作った時に、国から給付金が下りるという制度があります。その対象地として水田なんですけど、国の会計検査のほうでそもそも転作するんだけど元は水田でしょう、ということで水を張るまたは米を作ることができないと転作の交付金はもらえませんよという指摘がありまして。令和4年度から5年間のうちに、一度は米を作るかまたはそれに代わることで水を1ヶ月程度張ることが条件で転作の交付金の対象地として残るということがありました。

今、飼料作物を作っておられる方とか、あるいはずっと対象となる作物である大豆や白ネぎを作っているところについても令和8年までにですね一度は水を張っていただかないとこの転作の交付金がもらえなくなります。その方法としてはですね、米を作っていただいたら、それを営農計画書に書いてもらって水田システムのほうで米を作ったということが分かるんですけども、水張りの場合はですね、農林課の方に水を張る期間を届け出させていただきまして、始めと終わりの方を農林課の職員が現地に行って確認して1ヶ月程度水が貯めてある状態を確認させていただいて、転作の交付金の対象地としてそのまま継続することになります。一応農事組合長の制度説明会が1月にあるんですけど、そのような場で各農事組合には情報としては流しておりますが、まだ情報が浸透しないということで近々個人向けに、あなたの農地はいつまでこの交付金の対象地から外れてしまいますよというお知らせを出したいとうちとしては検討しているところです。

議 長

はい、ありがとうございます。なかなかまだ浸透しとらんもんでな。

事務局

かんがい期の件はどうなったか。

農林課

かんがい期の件はですね、農業新聞でしたっけ、書いているんですが国のほうはそんなことは言わずに、細かいところをつまんで書いた文章があのようになっているということで。かんがい期に水を張らないといけない、ということではないということを確認しております。

議 長

1年中水があるところだったらいつでもええと聞いとったけど。水がいる時にいらん水が取られたら稲がでкин場合もある。

もう一つ言いますと、もしも水を張る場合中山間地帯では傾斜地で法面の高いところで崩壊する事例が出ておりますので、必ず前もって畦塗りをしてきちんと水が漏らないようにしないと、耕作者が責任をもって直さないといけないわけです。改良区でも地主でもありません。農業委員の皆さんも知っておいて、もしそういうことされる方があれば必ず指導してあげて欲しいと思います。こ

の間県の総会でそういうことを話しました。〇〇〇〇〇〇〇〇が畦を5メートルずらしちゃって、困っていて自分たちで直さないといけませんかと。当たり前で。改良区も、市のほうも行政も関係ありませんということで話をしました。

16番 そのことだけど、黒ボクは前から危ないだんな。土壌の関係で。するなら冬とかに水張りしたほうが一番いいと思う。私も見に行って、改良区でなんとかしてって言われたけどこれはよう責任持たんって。

議 長 結局個人で直せということで。例えば、市の地域整備課に行って相談して機械借上げと材料支給で直す方法があるよと。足らんとところは自腹で払えばいいじゃないかと指導しておきました。それしかないと思います。そういう事例がありまして、一番安くあがる方法を教えておきました。田植え前になってずらしちゃったもんだけ、何十年も大豆作っていた田んぼでもぐらが畦の下を穴開け放題。1カ所でもあれば大きくなってどんと、5メートル下まで落ちちゃった。簡単には直せないです。

6番 うちが田んぼを借りているところですけど、元々は田んぼですがすぐ下に墓があって、それを水を当てると今言われたようにずると。それで初めから田んぼは1回もしてないところで、うちはそこで今ネギを作っておるんですけど。息子が水を当てないといけないうってちらっと言ってたけど、もしずらしたら墓まで弁償せないけんだよって私は言ったんですけど。そういう田んぼはやっぱりようけ借りてたらもう返せばいいかって、私の考えなら言うですよ。だけどそれじゃ農業委員会も荒らしたらいけんし、農業委員にとってなんだいやって言われるけね。それに契約もしとるわけですから。そこら辺をどうすればいいか考えて欲しいです。

 例えば、畦付けて言いなるけど、2反の田んぼだったら1反半ぐらいのところから畦付けて当ててもいいのか、元々あった畦のぎりぎりの部分で畦を付けて当てんといけんもんなのか。1ヶ月当てると言ったらほんと大変ですけどね。もし今みたいに田んぼがずったり畑がずったりするなら絶対当てれんですよ、返すしか方法がない。

 うち1回上のほうで借りてるところがずっちゃって、補助金も何もないということで大方100万円だったかな。

議 長 藤井さんの場合は機械借上げと材料支給で鉄板敷いて道路から100メートル近く入ったから、90万くらい自腹切っとなるです。

16番 その下の田んぼが私のでした。

議 長 5メートルよりもっと高いところだったな。そういうことがありました。

6番 こうせえああせえって言いなるけど、そういう事情も分かって欲しいです。

議 長 それはよく分かりますけど、国の指示ですからね。

 もう一つ聞いてみたいのは、畑地化をした場合に、反当14万円補助金を出すってことですけどもその場合は集団化の水田でないといけんようになっとなるですよ。それで畑地化した場合は、改良区の決済金も国が見てあげるような

ことを言っとるんですけれども。集団は5反ですか。

農林課

再生協議会の中で協議を諮ってルールを作ることになっていまして、うちはまだそこまでの協議ができていないんですけれども。周りの町村の情報を聞きながら判断すると、大体5反ぐらいかなということで調整しているところですよ。

議 長

琴浦で芝の場合はどがにだ、転作奨励金出とるか。もちろん出とるだろ、ただ琴浦町の農業委員会の会長が思案しとったのが、芝に水やったらえらいことになるけどどがなもんだらうかって。ちょっと困っとるみたいだ。

畑地化したら、集団化になっとれば結局稲をやめて畑地化して改良区の決済金払ってしまうことができる。倉吉でもそういうようなところがあれば、そういう方法も。藤井さんのところでも反別が固まってるようなところは畑地化してしまえばいいけど。

1 8 番

予算は今年度付いとったけど、これから申請しても予算付くか。

農林課

大体年内に次年度に畑地化したい方については倉吉市で取りまとめして、県に要望を出します。県から認定が下りて初めて来年度畑地化事業に取りかかりますので、まずはその情報を農林課に上げてもらって県に上げるということをしなないと。すぐできるものではないです。

議 長

もし畑地化になった場合には改良区の決済金を払って、賦課金も払わなくても良くなるんでしょう。

農林課

決済金については恐らく改良区の判断になるので農林課のほうではあまり把握してなくて、それぞれの改良区さんに判断を任せるということをしております。

議 長

水を使う人は改良区におらんとはいけんですけど、何も使わないところは決済金を払ってということも。その決済金を国が補助するようなことも書いております。どうするかは地主さんが考えることですね。他に何か、はい、鐵本委員。

1 3 番

田んぼに引っ付いとる法面があって登記上原野になっているんですが、農林課から文章であなたの土地を中部森林組合に任せますかとかね、地図見れば分かるので、あんなトンチンカンな文章を出さんで欲しいですよ。なんでこんなものが来たんでしょうかって聞かれても、知りませんし。グーグルの地図なんか見れば木が生えた原野かどうか分かるし、田に引っ付いた法面を中部森林組合に任せるとか森林にされますとかトンチンカンな文章を農林課で出されていてね。私のところにも来ましたが投げとおきました。

議 長

担当者は誰だった。

1 3 番

確かめておきます。

議 長

中山間地の水田に付いてる原野は法面だから、畦畔だけ。改良区でもそうで

すが原野は原野、水張りは水張りで登記してあるんですよ。だからその原野を山林にできるわけがない、畦畔なので、5メートルとか3メートルとかの畦畔も原野としてあるだけ。そういうこと言われると、訳の分からない文章だな。発信元がどこからか調べておいて、農林課内の。他にございますか。

13番 もう一つすみません。盛んにテレビでやっていますが、どんどん温暖化になって今年は去年よりも暑いつていうのは皆さん体感しておられると思いますけど。暑いななんて言ったら、南方の蚊が来てマラリアとかデング熱になる可能性があるので皆さん気を付けましょう。注意事項です。

議 長 その他、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後2時35分 閉 会 —